

営繕課発注の工事及び委託業務において、受注者に新型コロナウイルスへの感染が確認された場合の対応について

1 初動対応

(1) 受注者からの報告

受注者に感染が確認された場合は、以下の流れで発注者に報告するものとする。

受注者⇒工事監督員（調査職員）⇒営繕課長

(2) 地元関係者等への周知

地元関係者への周知は、原則として保健所が実施する濃厚接触者の調査によるものとし、工事等発注者としての周知は行わない。

なお、地元関係者から問合せがあった場合は、「必要な方については保健所が濃厚接触者の調査を行っている」ことを説明する。

陽性者等の受注工事場所から判断し、明らかに問合せ者と接触の可能性が無い場合は、その旨を説明する。

(3) 濃厚接触者（職員等）の自宅待機

原則として、保健所の判断による。

2 施工中の工事等に関する措置

(1) 工事

①受注者から報告があった場合の対応

施工中の工事については、上記報告を受けた場合は、一旦工事を中断し、速やかに工事継続の可否を検討するものとする。（現場代理人など工事への関係性が高い者に感染が確認された場合は、必要に応じて、施工中止などの措置を講じるものとする。）

②工期延長の意思確認

施工中止等により、当初工期での竣工が困難となり、受注者から工期延長等の申し出があった場合は、発注者は協議の上で適切に対応する。

③施工中止の場合の現場安全対策

施工中止とする場合で敷地内の安全対策など、応急措置が必要な場合は、受注者と調整を行う。

④対面による手続きに関する留意事項

工事に関する手続き（契約手続、工事監督員との協議等）について、やむを得ず、対面による手続きが必要な場合は、最小限の人数で濃厚接触を避け、マスクの着用、短時間、引渡物の消毒等を徹底した上で実施する。

(2) 委託業務

① 工期延長の意思確認

受注者から工期延期の申し出があった場合は、発注者は協議の上で適切に対応する。

② 対面による手続きに関する留意事項

業務に関する手続き（契約手続、調査職員との協議等）について、やむを得ず、対面による手続きが必要な場合は、最小限の人数で濃厚接触を避け、マスクの着用、短時間、引渡物の消毒等を徹底した上で実施する。

3 工事等の新規契約

入札により当該業者が落札し、当初契約が未完了の場合、契約の意思、工期（履行中止期間）を確認する。